

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案参照条文

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）	1
タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（抄）	2

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

（運送引受義務）

第十三条 一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

- 一 当該運送の申込みが第十一条第一項の規定により認可を受けた運送約款（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款）によらないものであるとき。
- 二 当該運送に適する設備がないとき。
- 三 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- 四 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

（輸送の安全等）

第二十七条 一般旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運転者とその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他の運行の管理、事業用自動車の運転者、車掌その他旅客又は公衆に接する従業員（次項において「運転者等」という。）の適切な指導監督、事業用自動車内における当該事業者の氏名又は名称の掲示その他の旅客に対する適切な情報の提供その他の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な事項として国土交通省令で定めるものを遵守しなければならない。

2・3 （略）

（事故の報告）

第二十九条 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（抄）

（原簿）

第四条（略）

2 原簿は、指定地域ごとに設ける。

（登録の申請）

第五条（略）

2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 申請者が雇用されているタクシー事業者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。）の氏名又は名称及び住所

三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限

四 申請に係る指定地域

3（略）

（登録の実施）

第六条 国土交通大臣は、前条の規定による申請を受理したときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、前条第二項一号から第三号までに掲げる事項及び登録の年月日を登録しなければならない。

（登録の拒否）

第七条 国土交通大臣は、第五条の規定による申請を受理した場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当していると認められるとき、又は該当していないことが明らかでないときは、その登録を拒否しなければならない。

一 道路運送法第二十五条の政令で定める要件を備えていないこと。

二 タクシー事業者が道路運送法第二十七条第一項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されること

ができない者であること。

三 (略)

四 当該指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているもの以外の者であること。

五 現に第九条第二項又は第三項の規定による処分を受けていること。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第八条 登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 第五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。

二 (略)

三 第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。

2 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、その事由を証する書面を添附し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の届出を受理したときは、第十条第一項の規定により登録を消除する場合を除き、届出があつた事項を登録しなければならない。

(登録の取消し等)

第九条 国土交通大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するとき、又は登録運転者となる前二年内に第一号若しくは第二号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 不正の手段により登録を受けていたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消すときは、当該登録運転者について、二年以内の期間を定めて登録を行なわない旨の決定をしなければならない。

3 国土交通大臣は、登録運転者が第一項各号の一に該当した場合において同項の処分前にその登録の消除が行なわれたときは、その者について、

二年以内の期間を定めて登録を行なわない旨の決定をすることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、直ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十条 国土交通大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するときは、その登録を消除しなければならない。

一 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

二 第七条第一項第一号又は第二号に該当しているとき。

三 その雇用者として登録されているタクシー事業者に雇用されなくなり、又はタクシーの運転者として選任されなくなった後、国土交通省令で定める期間を経過したとき、又は登録の消除を申請したとき。

2 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、登録運転者が国土交通省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当するときは、その事由を登録し、その事由の存続する期間、登録の効力を停止しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項(第三号を除く。)の規定により登録を消除し、又は前項の規定により登録の効力を停止したときは、直ちにその旨を次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者に通知しなければならない。

一 第一項第一号に該当する場合 登録の消除に係る者を雇用しているタクシー事業者

二 第一項第二号に該当する場合(前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む。) 登録の消除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシー事業者

第十一条 国土交通大臣は、前条第一項の消除に係る原簿に次の事項を記載して政令で定める期間これを保存しておかなければならない。

一 登録の消除の事由(その事由が登録の取消しによるものであるときは、登録の取消しの事由)

二 第九条第二項又は第三項の処分があつたときは、登録を行なわないこととされている期間

(原簿の謄本等)

第十二条 登録運転者は、国土交通大臣に対し、その者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

2 指定地域内に営業所を有するタクシー事業者は、国土交通大臣に対し、当該指定地域に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

(運転者証の交付)

第十四条 国土交通大臣は、指定地域内の営業所に配置するタクシートの運転者として登録運転者を雇用しているタクシー事業者の申請により、当該登録運転者に係る運転者証を交付する。

(運転者証の記載事項の訂正)

第十五条 タクシー事業者は、交付を受けている運転者証の記載事項に変更があつたときは、直ちに当該運転者証を国土交通大臣に提出して、訂正を受けなければならない。

(運転者証の返納等)

第十六条 タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号又は第二号に該当すること(第十条第二項の国土交通省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当する場合を除く)となつたことを知つたとき。
  - 二 退職したとき。
  - 三 指定地域内の営業所に配置するタクシートの運転者として選任することをやめたとき。
  - 四 第十条第一項第一号の事由による登録の消除に係る同条第三項の通知を受けたとき。
- 2 タクシー事業者は、その雇用する登録運転者が第十条第二項の国土交通省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当することとなつたことを知つたときは、直ちに当該登録運転者に係る運転者証を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定により運転者証が提出されたときは、第十条第二項の国土交通省令で定める事由の存続する期間中、当該運転者証を領置するものとする。

(運転者証の再交付)

第十七条 タクシー事業者は、運転者証をよこし、損じ、又は失つたときは、その再交付を受けることができる。

第三十五条 国土交通大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、同条第一項の指定をしてはならない。

一 五 (略)

六 申請者の役員で適正化業務に従事するものうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

(事業計画等)

第三十六条 適正化事業実施機関は、毎事業年度開始前に、適正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(地理の試験)

第四十八条 (略)

2 前項の試験を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を国土交通大臣に納付しなければならない。